

# ペットを飼う前に考えてほしいこと

ペットを飼うことは、その一生について責任を持つことです。動物の種類、品種によって、習性や行動に違いがあり、意思や感情を持っているので、必ずしも飼い主の思い通りになる訳ではありません。しかも、ペットの起こしたトラブルは、すべて飼い主の責任です。

また、飼い始める時期や種類によっては、飼い主よりも長く生きることもあります。単に「かわいい」という気持ちだけでは飼えません。その命を見送るまで飼い続けることができますか？

ペットを飼って後悔しないように、ペットを飼う前に家族全員でよく調べ、よく考えましょう。



## 飼いたい動物の習性や行動の特徴、飼育に必要な環境について調べましたか？



犬や猫の鳴き声、臭い、ふんの放置などは、多くの地域で近隣トラブルになっています。飼いたい動物の習性や行動の特徴を知り、適切なしつけの方法を学び、適正な環境を整えることは、動物の問題行動を防ぎ、近隣とのトラブルの防止にもなります。

また、犬や猫は品種によっても生態や必要となるケアの方法が異なります。自分の体力や目的に合っているか冷静に判断しましょう。  
(大型犬を制御するには、知識や経験だけでなく、体力も必要となります。)



## ペットを飼うことができる住宅ですか？



集合住宅ではペット飼養不可の場合があり、ペット飼養可のところでも動物の種類、大きさ、数に制限がある場合があります。必ず事前に確認しましょう。

また、ペットを飼うスペースやペット用品を準備することができるか検討することも必要です。



## ペットを一生飼い続けるための経済的な余裕はありますか？



ペットを飼うには食費、医療費、ペット用品費などがかかります。動物の寿命や年間にかかる費用などを事前に確認しましょう。



## 毎日欠かさず、ペットの世話に時間と手間をかけられますか？



ペットは生きています。毎日の世話（食事、散歩、ふん尿の始末、抜け毛の処理など）が必要です。ペットの急な病気など、自分の用事を後回しにすることが必要になるかもしれません。

また、気軽に出掛けたり、旅行したりすることもできなくなるかもしれません。



川口市保健所 生活衛生課 生活衛生係

川口市前川 1-11-1 TEL 048-423-7884



## ペットが病気になった時に病院に連れて行けますか？



いつもと様子が違うときは、早めに動物病院を受診しましょう。  
また、ペットの健康維持には、日頃から、ワクチン接種や寄生虫の駆除・予防、定期検診、適切な給餌、住環境を整えることが重要です。



## 家族全員がペットを飼うことに賛成して協力できますか？



ペットを飼うことに家族の協力は欠かせません。飼い主の突然の事故や病気の時、家族がペットの世話をすることになります。  
また、犬は群れで生活する習性があり、家族を自分の群れの一員と考えます。誰かが嫌ったり、無関心でいたりすることは犬にとってストレスになり、問題行動の原因になることもあります。



## 家族の中に飼いたいペットに対するアレルギーを持つ人はいませんか？



飼う前に医師に相談するなど慎重な判断が必要です。



## 生涯にわたる計画を立ててみましたか？



人生には様々な転機があります。進学、就職、転居、結婚、出産など、生活に変化があった時、ペットを飼い続けることができるか考えましょう。

また、犬や猫は20年程生きます。ペットも歳を取ると、様々な病気や症状が出ます。介護が必要な場合もあり、長期に及ぶこともありますので、家族の協力は欠かせません。

(特に大型犬の介護には、多大な労力を要します。)



## ペットの入手先について調べましたか？



犬や猫はペットショップやブリーダーから購入することもできますが、保健所、動物愛護団体から譲り受けるという選択肢もあります。子犬や子猫に比べ、成犬や成猫は大きさや性質がわかり、食事などの世話も楽である利点があります。

ブリーダーやペットショップなどは動物を販売する際に、購入者に対し、その動物を実際に見せて現在の状態などを確認(現物確認)してもらうこと、さらに、動物に関する情報の説明を対面で行うこと(対面説明)が義務付けられています。

ペットを購入するときは、しっかりとその動物を確認するとともに、説明を聞き、気になる点やわからない点は質問するなどして、よく理解しましょう。



## 万が一、飼えなくなった時のことを考えていますか？



ペットを飼っている間、自分の健康と体力が続くかよく考えましょう。また、突然の災害や不慮の事故、病気などで飼うことが難しくなることもあります。万が一に備え、ペットを預けられるかた、世話をしてくれるかたを飼う前に見つけておきましょう。

新しい飼い主さんを募集しています！

## 譲渡の取り組み

新たに犬や猫を迎えるには、ペットショップやブリーダーから購入する以外に保健所や民間の動物愛護団体から引き取る「譲渡」という選択肢があります。

譲渡される犬や猫は飼い主不明で保護されたり、飼養放棄などにより引き取られたり、災害などで飼えなくなった犬や猫ですが、子犬や子猫から飼わないとなつかないということではありません。成犬や成猫の場合、体格と性格がある程度わかっている利点もあります。

川口市保健所では愛情を持って終生飼養してくださるかたを募集しています。



### 良い点

- 新たな飼い主として、動物の命を救い、安心して生活できる環境を提供できる。
- 譲渡希望者への聞き取りが慎重に行われることで、その生活環境に見合った動物の年齢や性格などについて助言を受けることができる。
- 譲渡前講習会で飼い方の相談や情報提供を受けることができる。
- 自治体や動物愛護団体の活動に協力できる。

### 注意点

- 動物の年齢や病歴、これまでの飼養環境などの細かい情報が無い場合がある。
- 保護されるに至った背景により、飼養に特別な理解と技術が必要な場合がある。
- 種類、年齢、大きさなど希望する動物に出会えない場合や受ける側の条件により譲渡を受けられない場合がある。

川口市保健所 生活衛生課 生活衛生係  
川口市前川 1-11-1 TEL 048-423-7884





## 譲渡の流れ(川口市保健所の場合)

### ■ 譲渡希望者の募集 (川口市ホームページ「市からの動物の譲渡」掲載)

- ➡ 電話による受付、譲渡希望者への聞き取り  
(譲渡希望理由、住宅環境、他のペットの飼養状況、飼養経験など)
- ➡ 譲渡申請書の提出
- ➡ 譲渡希望者と動物との相性確認
- ➡ 譲渡講習会の実施
- ➡ 正式譲渡(犬や猫の引き渡し)
- ➡ 追跡調査  
(飼い主への家庭訪問、電話調査などのご協力をお願いする場合があります。)

### ■ 譲渡を受ける条件

譲渡を希望するかが犬や猫を適正に飼養できる環境や生活であるかどうか、事前に質問をして確認させていただきます。

また、譲渡された犬や猫が再び飼養放棄されたり、不幸になったりしないように、条件を満たしていない場合はお断りすることもあります。

- 愛情を持ち、病気やケガをしても治療し、終生飼養ができる。
- 犬や猫を飼うことを家族全員が賛成している。
- 不必要な繁殖を防ぐため、不妊・去勢手術を受けさせる。
- 犬は登録し、毎年、狂犬病予防注射を受けさせ、鑑札と注射済票を装着させる。
- マイクロチップの登録手続きをする。
- 犬や猫が飼える住宅環境。(原則、動物の室内飼いができる環境。)
- 単身者や高齢者だけの家族の場合は、犬や猫の世話を頼めるかたがいる。

# 犬の飼い主の皆さんへ



## ■ 犬の登録が義務づけられています

### ■ 狂犬病予防法 第4条

犬を飼い始めたら犬の登録が必要です。川口市保健所、各支所、川口駅前行政センターの窓口で登録の申請を行って鑑札の交付を受けてください。  
(生後90日以内の犬は、90日を経過してから登録してください。)

## ■ 狂犬病予防注射を受けることが義務づけられています

### ■ 狂犬病予防法 第5条

狂犬病はほとんど全てのほ乳類の間で感染が成立する感染症です。発症すれば治療法はなく、死亡率がほぼ100%という恐ろしい病気です。動物病院や集合狂犬病予防注射会場などで、必ず毎年1回狂犬病予防注射を受けたうえで、市に届け出をし、狂犬病予防注射済票の交付を受けてください。



## ■ 鑑札と狂犬病予防注射済票を首輪などに装着させることが義務づけられています

### ■ 狂犬病予防法第4条・第5条

犬が迷子になった場合、鑑札や狂犬病予防注射済票が装着されていれば、番号で飼い主のかたを特定できます。

## ■ 犬のふん・尿は片付けてください

### ■ 埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例 第6条第4号及び第7号

トイレは、散歩前に自宅でさせてください。外でしてしまった場合は、必ず飼い主のかたが責任を持って片付けてください。



## ■ 近隣に迷惑をかけないようにしましょう

### ■ 埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例 第6条第5号

鳴き声や臭いなどで近隣に迷惑をかけないようにしましょう。吠え癖は犬にとってもストレスです。原因が何であるかを飼い主が正しく理解することが重要です。ドッグトレーナー（犬の訓練士）や獣医師などの専門家に相談してみることもよいでしょう。





# 犬の放し飼いは禁止されています

## ■ 散歩のときは必ずリード(綱)をつけましょう

### ■ 埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例 第7条第1号ハ

放し飼いにして、他のかたに迷惑をかけていませんか？

犬が苦手なかた、アレルギーがあるかた、小さな子どもなどは、つながれていない犬に対して、不安や恐怖を感じます。普段は大人しい、よくしつけられた犬であっても、少しのことで驚いて、人や他の犬に咬みついてしまうことがあります。

また、飼い主の目の届かないところで、ふん尿をして、他のかたに迷惑をかけてしまうかもしれません。

犬の散歩のときは必ずリードをつけ、制御ができるように短めに持ちましょう。公園などで放すことも禁止です。(ドッグランなど、犬を放すことが認められている場合を除きます。)



## ■ リード(綱)は愛犬を守るものです

屋外は犬にとって刺激が多く、危険もいっぱいです。いつどのような事態が起こるかわかりません。リードをつけていないと、突然道路に飛び出して交通事故にあってしまったり、突然走り出して迷子になってしまったりすることもあります。

必ずリードをつけ、万が一の場合に備えて「おいで」など、呼び戻しができるようにしつけをしておくことも重要です。また、首輪なども定期的に取り替え、抜けないようにきつめに装着し、日頃から調整、点検しましょう。

### 埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例（抜粋）

(犬の飼い主の遵守事項)

第七条 犬の飼い主は、前条各号に掲げる事項のほか、その飼養する犬について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 人の生命、身体又は財産に対する侵害のおそれのない場所において、固定した物に綱若しくは鎖で確実に係留して飼養し、又はさく、おりその他の囲いの中で飼養すること。ただし、次のイからニまでのいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ハ 犬を制御できる者が、綱若しくは鎖で確実に保持し、移動させ、又は運動させる場合

(措置命令)

第十六条 知事は、第七条（第四号を除く。）若しくは前条第二項の規定に違反している犬の飼い主があるとき、又は犬が人の生命、身体若しくは財産に害を加えたとき、若しくは加えるおそれがあると認めるときは、当該犬の飼い主に対し、次に掲げる措置をとるべきことを命ずることができる。

三 その他犬による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置

(罰則)

第二十二条 第十六条第一項の規定による命令に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

# 犬が人を咬んでしまったら



- ① 相手のかたのケガの確認を行い、手当や病院の手配などの対応をしてください。
- ② 咬んでしまった犬について、すぐに獣医師による狂犬病鑑定を受けてください。
- ③ 保健所に連絡し、狂犬病鑑定書を持って届け出てください。

## 犬に咬まれやすい主な状況

- 犬同士のケンカを止めようとしたとき
- 見知らぬ犬に近づいたとき
- ケガをしている犬に近づいたとき
- 犬がエサを食べているとき
- 柵ごしに手を入れたとき
- 犬が子犬と一緒にいるとき



## 事故を起こさないために

---

### ■ 散歩のとき

- いざというときに犬を制御できるかたが散歩をする。
- リード(綱)は短く持つ。
- 首輪・鎖は定期的に取り替える。
- 首輪が抜けないようにきつめに装着する。
- 周囲に対して油断なく目配りする。
- ケンカるとき犬を止められる頑丈な靴を履く。  
(手で止めるのは危険です。)

### ■ 家で

- 柵や塀のすき間から犬の口が出ないようにする。
- 普段人が通るところにはつながない。
- 屋外で飼う場合は、門に必ず呼び鈴かインターホンを設置する。
- 市から交付された犬のシールを玄関や門扉など、見やすい場所に貼る。
- 門は必ず閉める。
- 屋内で飼う場合は玄関から飛び出さないよう防止柵などを設置する。



## 咬み癖のある犬には

---

犬のしつけの仕方、身体の不調など、咬む原因が何であるかを飼い主が正しく理解することが重要です。ドッグトレーナー(犬の訓練士)や獣医師などの専門家に相談してみることもよいでしょう。



# 犬は吠えるもの？



犬に関する苦情の中で多いのは「近所の犬の吠える声がうるさい」です。元々群れで生活する習性がある犬にとって、吠えることは仲間とコミュニケーションを取るため、また、なわばりや自分の身を守るために必要なことです。しかし、人間社会で生活する犬が過剰に吠えると、近隣に大きな迷惑をかけてしまいます。

犬が吠える原因が何であるかを飼い主が正しく理解することが重要です。

## 🐾 さみしくて

飼い主や家族が留守にして、長時間離れたり、普段の居場所が離れていたりすると、さみしくて吠えたり、呼び寄せたくて吠えたりします。



- 犬を室内で飼ったり、屋外であっても居場所を家族がいるリビングの近くにしたりして安心させる。
- 犬を連れて行ける場所には、できるだけ連れて行く。
- クレートトレーニング（※）などで適度な独立心を養う。

※クレート（犬の移動のためのケースなど）の中が犬にとってリラックスできる場所になるようにするトレーニングです。クレートの中に犬を入れ、布などで覆って飼い主が見えない状態でおやつを与え、鳴いても無視をします。最初は短時間で外に出し、徐々に中にいる時間を長くしていきます。



## 🐾 かまって欲しくて

飼い主の関心を引くために吠える犬もいます。そのため、吠えているときに飼い主が静かにするように叱っていたとしても、犬としては「吠えればかまってもらえる」と覚えてしまうこともあります。



- 吠えているときは無視し、静かになったら犬の所へ行ってほめることを繰り返す。



## 🐾 散歩や食事を要求して

早朝の吠え声が近所迷惑になることを気にするあまり、飼い主が散歩や食事の要求吠えに反応していると、犬としては吠えれば散歩や食事ができると覚えてしまい、余計にひどくなる場合があります。



- 要求吠えには応えない。
- 散歩や食事の時間を決めると、犬は「そろそろ呼ぶ時間」と思って吠え出すため、吠え始める時間が決まっていれば、その前に散歩に行ったり、食事を与えたりする。
- 散歩の前の飼い主の行動（リードを持つ、上着を着るなど）を散歩に行くとき以外にもするようにする。



## 🐾 退屈して

散歩、運動、遊びが足りず、退屈して吠える犬もいます。



- 犬種・年齢などに適した運動をさせたり、おもちゃで遊ばせたりする。
- 毎日、同じ時間、コースの散歩をすると単調になりがちであるため、散歩の内容に変化をつけることで犬に与える刺激を変える。

## 🐾 警戒して

なわばりへの侵入者に警戒して吠えることは本能的な行動です。来訪者に対して少し吠えるだけでなく、飼い主の制止を無視して吠え続けるのは、近所迷惑です。



- 宅配業者などに吠える場合は、視線を来訪者だけに向け、来訪者が立ち去った後も犬を無視して何事も無かったようにふるまう。
- 「静かに」など低い声で制止してみる。
- チャイムの音に反応して吠える場合は、家族が帰宅するときもチャイムを鳴らし、チャイムの音は知らない人だと関連付けないようにする。

## 🐾 他に考えられる原因

### ▪ 健康状態

病気やケガのため、痛くて吠えることもあります。日常の健康管理に気をつけましょう。

### ▪ リーダーシップ

飼い主の制止を無視して吠え続ける場合、犬がリーダーシップを発揮して家族やなわばりを守ろうとしているのかもしれませんが、犬に正しい接し方ができているかを家族で見直してみましょう。

### ▪ 急激な環境変化

引っ越し、家族が増えるなど生活環境の急激な変化に犬が混乱し、吠えることがあります。引っ越し前に新しい住居を犬と一緒に何度か訪れるようにしたり、出産などで家族が増えるときは、赤ちゃんの臭いがついているものなどをあらかじめ犬に嗅がせたりすることで、生活環境の変化による混乱はある程度軽減されます。

### ▪ 発情

普段は吠えない犬が、決まった時期にだけ吠えたり、性格が変わったりする場合は発情が原因かもしれません。飼い主は、不妊・去勢手術を受けさせるなどして犬の性行動もしっかりコントロールしなければなりません。

それでも、犬が吠えてしまうときは、ドッグトレーナー  
(犬の訓練士) や獣医師などの専門家に相談してみてください。





# 猫にエサを与える前に

飼い主のいない猫へのエサやりは様々な問題が発生しやすく、近隣住民からの苦情・相談が多く寄せられています。

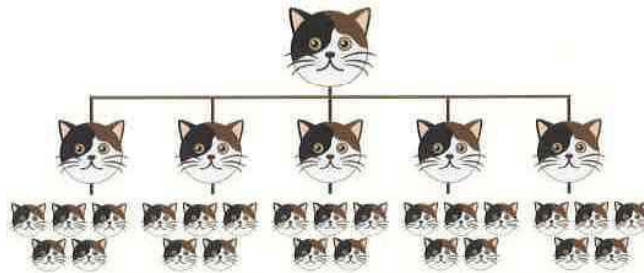
「かわいそうな猫を助けたい」という気持ちを持つことは大切なことです。しかし、ただエサを与え続けることで、近隣に迷惑をかけて「猫が嫌い」というかたを増やすことになっては、猫にとっても人間にとっても不幸なことです。

猫を優しく見守ってくれるかたを増やし、猫が幸せに暮らすことのできる方法を考えてみませんか？

## 『エサを与えることによる影響』

### 全体への影響

- ・エサを得られる場所に猫が集中
- ・繁殖による猫の増加
- ※通常、猫が妊娠・繁殖可能になる月齢は生後6～9か月で、年3回以上の妊娠・出産が可能です。1回の出産で平均5匹産まれると言われています。



### 人への影響

- ・ふん尿による汚れ・臭い
- ・衛生害虫（ハエなど）の発生
- ・発情した猫の鳴き声
- ・猫同士のケンカによる騒音

### 物への影響

- ・畑や花壇を掘り返すなどの被害
- ・樹木や植え込みに尿をかけることによる枯れ死
- ・車に登ることによる傷
- ・爪とぎによる傷

### 不幸な猫の増加

- ・交通事故
- ・生まれた子猫の死（餓死・カラスに襲われる・病気など）
- ・猫同士による感染症の感染機会の増加



# 『トラブルを減らすために』

問題解決のためのヒントです。答えはひとつではありません。

## 不妊・去勢手術

- ・猫の数を増やさない。
- ・将来的に猫の数を自然に減らすことを目標とする。

※川口市では「飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金制度」があります。詳細はお問い合わせください。

## 飼い猫化

- ・室内飼い、大型ケージ、猫舎などでの飼育方法の検討。
- ・新しい飼い主探し。



## エサやりの配慮

- ・エサを与える猫を決め、匹数分の器を用意する。
- ・近隣に迷惑をかけないように、決められた時間に決められた量を与える。  
(過量のエサは病気や繁殖につながります。)
- ・食べ残しを放置しない。(放置すると、さらに猫が集まります。)
- ・「私がエサをあげなければ飢え死にってしまう」というのは思いこみ。  
(猫は複数のエサ場をなわばりとして生活しており、1か所でエサが得られなければ、別の場所に移動します。複数のかたがお互いを知らないままエサを与えていることもあります。食後に散歩している飼い猫や自力でエサを取っている猫かもしれません。)

## トイレの設置

- ・自宅でエサを与えている場合は、猫のふん尿で近隣に迷惑をかけないように、自宅敷地内にトイレを設置し、清掃する。
- ・自宅以外でエサを与える場合は、その施設管理者の承諾が得られたら、エサを与えるとともにトイレを設置し、清掃する。  
(猫は食後にトイレをする習性があります。エサ場の近くに木やブロックなどで作った囲いや、プランターなどの中に掘り返せるような柔らかい砂や土を入れるとトイレになります。マタタビ粉を混ぜると効果的です。)

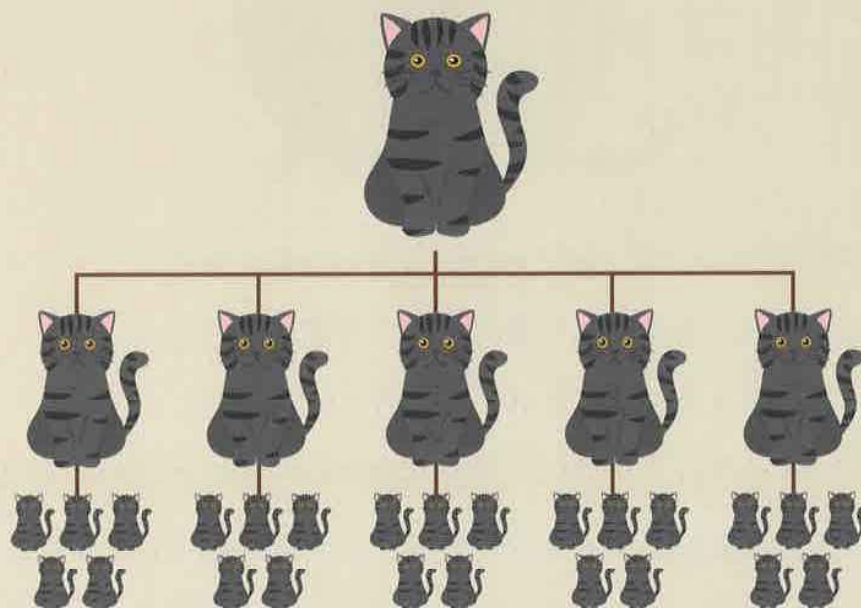
## 近隣への配慮

- ・「将来、猫の数が減ることを目指す」など、具体的な目標と方法を決めたくうえで、長期的な視野で理解してもらうように努める。
- ・「猫が集まる原因は、エサを与える自分にある」ということを忘れない。  
(「いいことをしているのだから」という主張は自己中心的な理由であって、他人に対しては押しつけになります。)
- ・「ご近所に迷惑がかかっていないか？」という配慮があつて、はじめて理解を得ることができる。(誰もが猫へのエサやりを望んでいるわけではないことを認識しましょう。)

# 不妊・去勢手術のススメ



猫が妊娠・繁殖可能になる月齢は、通常、生後6～9か月で年3回以上の妊娠・出産が可能です。1回の出産で平均5匹産まれると言われています。



「子猫が産まれても、きっともらい手が見つかるだろう」といった甘い考えは通用しません。

一部の無責任な飼い主による管理不足から生じた捨て猫や迷い猫、自然繁殖して増えてしまった飼い主のいない猫がカラスなどの外敵に襲われたり、飢えや病気、ケガに苦しんだり、交通事故で死んでしまったりするなど、悲惨な結果になっています。

飼い主が猫のためにかかる手間や時間、与えられる住環境には限りがあります。適切に飼養管理ができる数を超えないようにすることも飼い主の責務です。不妊・去勢手術をするなどして繁殖させないようにしましょう。





- 不幸な猫を減らすには、不妊・去勢手術により繁殖を防ぐことが効果的です。さらに、次のような利点もあります。

## オス猫の場合



- 性格が穏やかになり、猫同士のケンカが少なくなる。
- 精巣腫瘍などの生殖器系疾患のリスクが軽減できる。
- 発情しているメスがいても外に出たがらなくなる。
- 尿臭がうすくなり、スプレー行動（猫が自分のなわばりであることを示すため、尿を噴射してマーキングすること）を抑制できる。

## メス猫の場合



- 穏和な性格が保たれ管理しやすい。
- 子宮蓄膿症や卵巣腫瘍などの生殖器系疾患のリスクが軽減できる。
- 発情期の異常な鳴き声や落ち着きがなくなるなどの行動がなくなる。

不妊・去勢手術をして繁殖を防ぐことができても、猫にとって家の外は、交通事故、病気、ケガ、迷子など、危険がいっぱいです。室内飼いをおすすめします。

# 猫は室内で飼いましょう



猫にとって家の外は、交通事故、病気、ケガ、妊娠、迷子などの危険がいっぱい입니다。

また、ふん尿や爪ときなど、飼い主の気づかないところで近隣に迷惑をかけてしまっているかもしれません。

近隣のかたも迷惑に思っているもなかなか言いづらいものです。

## 猫はなわばりを作り その範囲の中で生活します

室内の環境を整え、飼い主が適切なコミュニケーションを取るように配慮することによって、猫のストレスを軽減することが可能です。また、外の様々な危険から猫を守ることができ、トラブルが起きる可能性も少なくなります。

子猫の時期であれば室内飼いに慣れさせるのは比較的容易です。外飼いや家の内外に行き来できる飼いをしている成猫の場合、屋外までなわばりが広がっているため、室内飼いに慣れさせることは大きな努力が必要です。しかし、家の中を外よりも充実した環境にする配慮と努力があれば、室内飼いに慣れさせることは不可能ではありません。



川口市保健所 生活衛生課 生活衛生係  
川口市前川 1-11-1 TEL 048-423-7884



# 猫を室内で飼う場合のポイント

猫の行動範囲はもともと広くはないので、室内になわばりの条件が揃っていれば、猫が満足できる場所になります。

## 居心地の良い環境にする

新鮮な水（給水器があると便利）・食事・清潔なトイレ（猫の数+1個）・寝場所（くつろげる、隠れられる場所など）を用意する。

## ストレスを発散できるようにする

高低差を利用して、猫が自由に遊べるようにする。また、「爪とぎ」「おもちゃ」も十分に用意する。

## 猫と遊ぶ機会を大切にする

飼い主が猫と一緒に遊ぶことは、猫だけで過ごす場合よりも、質の高い良い刺激になる。

### < 猫の「室内飼育用ケージ」をご存知ですか？ >

夜間や飼い主が外出するときに、飼育用ケージの中で過ごさせるなどの使い方をすると役立ちます。

エサを与えるときに毎回飼育用ケージの中で食べさせるようにすると「ご飯はこの場所！」と猫が覚えて、ケージの中にスムーズに入るようになります。



# 犬や猫の引き取りについて



犬や猫を飼う場合、終生飼養することは飼い主の責務です。

しかし、様々な理由で犬や猫を飼いきることが困難になる場合があります。万が一に備え、犬、猫を預けられるかた、世話をしてくれるかたを飼う前に見つけておきましょう。

保健所では、やむを得ない事情で飼うことができなくなった犬や猫について、新しい飼い主を十分に探していただいても、なお見つからない場合は引き取りの相談を受けております。

(猫の捕獲、駆除などは行っておりません。)

あなたの決断が一つの命を奪うこともあります。

家族の一員として、一緒に生活してきた大切な命です。手放す前によく考えてみてください。



## 「急に飼うことができなくなった」



- 安易に手放すことを考えず、飼い続ける方法がないか探しましたか？
- 自分で飼い続けられなくても、他に方法がないか考えましたか？
- 家族全員で話し合いましたか？後日、気持ちが変わったり、家族の申し出があったりしても、一度引き取った犬、猫をお返すことは一切できません。
- 友人、親戚、近所のかた、獣医師、動物愛護団体に相談してみましたか？
- かみ癖や鳴き止まないなどの問題行動が理由の場合、飼い主の育て方に問題がある場合があります。しつけ方教室への参加やペットトレーナー、獣医師に相談などしてみましたか？
- 攻撃性は不妊・去勢手術で軽減される場合もあります。獣医師などに相談してみましたか？
- 老齢や病気などが理由の場合、自宅で最後まで看取ることや獣医師への相談を検討してみましたか？

「急に飼うことができなくなった」という場合は少ないはずですが、  
安易に結論を急がずに、十分に考えて結論を出してください。